

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和3年度）

住 所 東京都八王子市明神町3-1-7

事業者名 西東京バス株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 晋一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
281台	・ワンステップバス更新と併せて乗合バス車両のノンステップバスに置き換え、乗合バス車両のノンステップ化を推進していく。	コミュニティバス用のノンステップバス2両の導入を行った。

乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供 ・設備の定期点検	・車椅子固定装置やスロープ板等による必要な役務の提供を行うように、マニュアルを用いた乗務員の教育・訓練を実施する。 ・車椅子固定装置やスロープ板等が適切に使用できるように定期的な点検を実施する。	・マニュアルを用いた乗務員の教育・訓練を実施した。 ・車両の定期点検に併せて、設備の点検を実施した。

高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗客案内	・限定されたバス路線では、バス車内に自主費用で「車内安全案内係員」が乗し、バス乗車の方の介助や特に高齢者の方には走行中の座席移動やバスが停車するまでの着席案内等を行う。	・車内安全案内係員が土日を除く毎日、着席案内を行った。

高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	・JR八王子駅及び京王八王子駅バスターミナルをはじめ各JR駅バスターミナルにおいては、バス停に電光掲示板（案内表示機）を設置、音声でバス到着時間等を案内する。	車内OBCビジョン、音声合成装置を用いた情報提供を行った。

移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	乗務員を対象とした、高齢者、障がい者の方の乗降支援に関するマニュアルを基に研修会を行う。	・乗務員の入社時研修、定期研修においてマニュアルを用いた教育・訓練を実施した。

高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降について案内広報	・バス車内での受傷事故を防止するため、乗降方法、着席方法を車内放送やポスターを掲示し、あらゆる機会を通し広報した。 ・JR八王子駅バス乗り場では、ご利用者の方にパンフレットを直接手渡ししながら車内転倒防止のお願いをしている。	・バス車内での転倒事故を防止のための情報を車内音声放送や車内OBCビジョンを用いて画像を掲出し、各種イベント等を通じ広報に努めた。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<p>利用者の多い停留所157箇所を上屋を設置している。(2022年3月末) 今年度は高尾駅北口に2箇所上屋の設置を行った。 停留所の上屋は今後も設置場所や利用実態を勘案して設置を検討していく。</p>

(3) 報告書の公表方法

<p>当社ホームページに掲載し公表する。</p>

(4) その他

<p></p>

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数					
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備え たもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	
前年度車 両数	281	273	265	8	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	2	2	2	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	283	270	262	8	0	0	0	0	13	13	0	0	0	0	0

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 中小企業者でない。 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. については、該当する場合には右の欄に 印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。